

令和2年 第7回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年7月6日(月) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	岡本 浩孝	2	欠席	3	欠席
4	木綱 誠樹	5	川崎 巖	6	土居 栄治
7	井上 憲次	8	竹本 政弘	9	袋瀬 司朗
10	楠本 安政	11	比企 義一	12	井上 幸理
13	河野 昭信	14	大和 千晶	15	魚崎 清則
16	欠席	17	二宮 敏行		

○出席職員

事務局長 菊地 一彦
事務局次長 西村 真徳
事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

○欠席委員

推進委員 2番 泉 俊也委員
3番 下田 正典委員
16番 大久保 則正委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
第2 議事録署名人選出
第3 付議案件について
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について（所有権移転） 6件
議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について（利用権貸借） 7件
議案第30号 八幡浜市農業委員会農地基本台帳等管理規定の一部を改訂
する規定の制定について 1件
議案第31号 租税特別措置法の規定における適格者証明について 1件
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出等について 4件
追加議案第32号 農業振興地域整備計画に関わる変更申請に対する意見につ
いて 1件
追加議案第33号 農業経営基盤強化促進法第6条による平成22年第10号農
用地利用集積計画（所有権移転）の取消願いについて 1件

第4 協議・連絡事項

- ・7月8月の総会等の確認について
- ・改選後の地区分担（案）について
- ・全国農業新聞の購読について
- ・第8回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和2年第7回八幡浜市農業委員会総会を開会しま
す。

本日の出席委員は 19 人中、19 人で総会成立の定足数に達しております。

なお、推進委員は、「2 番、泉 俊也委員」、「3 番、下田 正典委員」、「16 番、大久保 則正委員」、の 3 名が欠席です。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「1 番、川本 英治委員」、「2 番、木下 弘一委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号 18、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 27 号、番号 18 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「459 m²」、外 22 筆、計「27,624 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「自分が設立した法人に農地を貸し、農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借受けたい」であります。

譲受人の経営面積「0a」。

譲受人の〇〇〇〇は〇〇〇〇に農作物の生産・販売等を目的に設立された会社であり、会社所有の農地がないため、土地の使用貸借を行うことにより、取得後の下限面積が 50 a を超えることから、本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当してい

ません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 貸し手の「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇、結局、自分でというよりは、息子さんが帰ってくるということも聞いていますし、法人化を目指してそこに貸しただけなので、別に関係ないと思いますのでよろしくお願ひ致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号19、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号19を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「551 m²」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、息子に農地を贈与したい」。譲受人は「農地の贈与を受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「146.6 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該

当てはまりません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんと親子関係であります。「〇〇〇〇」さん、数年前に軽い脳梗塞を患ったわけですが、今現在元気に農作業をしておられますので、大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号50から53まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第28号、番号50から53まで一括して説明します。

番号50、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「118㎡」、外1筆、計「210㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「36.1a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「36.1a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地、約165aを共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

番号51、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,844㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「196 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 52、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「566 m²」、外 2 筆、計「1,009.09 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「157.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 53、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「702 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「232.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 50 番、売り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇にりましたが、今〇〇〇〇に移転しまして、ちょっといけんということで、近所の「〇〇〇〇」さんがあたるようになりました。

次の 51 番、「〇〇〇〇」さん、元々これ、去年でしたかね、競売にかかった土地なんですけど、「〇〇〇〇」さんとこの真下になって、これ農道端なんで、「〇〇〇〇」さんがどうにか買ってもらうという話になりました。

次の 52 番ですが、「〇〇〇〇」さん、これ毎月出てきていますが、農地を処分してしまいよるんです。それで、「〇〇〇〇」君、11 年か 12 年前から作りよったんですが、貸借関係はなかったんですが、作りよるということで、売買が成立しました。

よろしく申し上げます。

2 番 続きまして、53 番の説明を致します。

「〇〇〇〇」さんですが、〇〇歳を超えられて、〇〇〇〇に入っておられて、1 人で生活をされておられます。年々農作業が大分つらくなるということで、少しずつ畑を減らしていきたいということで、「〇〇〇〇」さんに話を持って行ったところ、「〇〇〇〇」さんは夫婦 2 人で作業をされておられますけれども、この園地が隣接する園地であることと、面積的に少ないということで、まあこれぐらいやったらや

っていけるということで話がまとまっております。
どうぞ、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 54、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 54、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「615
㎡」、外 2 筆、計「1,818 ㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「174.5
a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 54 番を説明します。

場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇という標高 150m ぐらいの〇〇〇〇の近
くでございます。そして、「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇の〇〇〇〇
で〇〇〇〇を営んでおりまして、「〇〇〇〇」さんという方にずっとあ
てておりました。富士柿の畑でございます。息子さんは「〇〇〇〇」
さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇をされております。「〇〇〇〇」さんは現
在〇〇〇〇です。譲渡す方は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。場所は同
じぐらいの所に住んでおります。それで、この前まで〇〇〇〇におら
れましたが、今年の 4 月から〇〇〇〇をされておられます。そして、
園地と自宅がちょうど隣ということで、話がまとまりました。
よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 55、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 55、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「285 m²」、外 1 筆、計「1,181 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「439.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

9 番 　　番号 55 番について説明いたします。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇くらいだと思っんですが、入院されていて年老いたお母さんが管理をしていた園地であります。その隣に隣接する園地が、「〇〇〇〇」さんの園地で、売買と言う形で作りますということで、まとまりました。「〇〇〇〇」さん、規模も大きいですが、なんとか大丈夫だと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」
番号 157 から 158 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 29 号、番号 157、158 一括して説明します。
番号 157、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「170
㎡」、外 1 筆、計「1,043 ㎡」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「249.7
a」、期間「4 年 9 カ月」。
番号 158、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「877
㎡」、外 1 筆、計「1,325 ㎡」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「93.6
a」、期間「10 年 6 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 「〇〇〇〇」さんはですね、今年の春ですけど、病気で亡くなられ
ました。〇〇〇〇くらいだと思います。後継者も売らないというこ
とで、ここにも書いてありますけど、お兄さんの〇〇〇〇さん、〇〇〇
〇におられるんですけど、なんとか息子の耕作した土地をですね、今
後同じような状態で維持管理してもらえないかということで、私も地
元の方と相談しながらあたり手を探しています。そういった中で、「〇
〇〇〇」君、ご存知の方もおられると思いますけど、今、〇〇〇〇か
らですね、〇〇〇〇をされています。まあ、責任重大ということで、
責任あると思いますので、まず問題ないと思います。実情からいいま
すと、みなさんのところは分かりませんが、〇〇〇〇もどんどん衰
退しておりまして、といたしますか、高齢化、後継者がおりません。そ
ういった中でですね、なかなか自分の農地を維持管理する現状で精一
杯で、新たな土地を跡を継ぐと、単に無償であるからいいだろうとそ
ういった問題ないということで、非常に現実的に厳しいと思いますけど、
次の農業委員さん、推進委員さんの人をお願いして出来るだけで

すね、努力していきたいと思っております。

次の「〇〇〇〇」さんはですね、この面積は近所の「〇〇〇〇」さんと言う方があたっておりましたけど、高齢ですね、ちょっと、維持管理が難しいなということで、近所の「〇〇〇〇」さんがですね、じゃ作ってみようかということで、〇〇〇〇では非常に若い〇〇〇〇の後継者で近所の方に聞きますと、意欲的であるということで問題ないと思っております。

よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 159、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 159、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,591 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「255 a」、期間「9年7カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 159 番について説明致します。

「〇〇〇〇」さん、十数年前に旦那さんを亡くされまして、樹園地をいろいろな方にあてられております。それで、この園地もあてられていたんですが、不慮の事故で、あてられていた方が亡くなりまして、どうしようかなというところで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇だと思いますが、隣接しているということで、なんとかやってみようというこ

とで、まとまりました。熱心な方なので問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 160 から 162 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 160 から 162 まで一括して説明します。
番号 160、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,021 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「110.2 a」、期間「9 年 7 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 161、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「97 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「110.2 a」、期間「9 年 7 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 162、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,476 m²」、外 1 筆、計「1,746 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「64.4 a」、期間「9 年 7 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番

番号 160 から 162 について説明します。

あて主の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇さんの娘さんにあたり、この土地ですが、今までは他の人があたって作っていたわけですが、高齢でもうよう作らないということで、あたり手を探しておりましたところ、土地が隣接しております「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんが作ってもいいということで、このようになりましたので、よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することと致します。

議 長

続きまして、番号 163、事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 163、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,840 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「289.2 a」、期間「10 年 6 カ月」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 4 番

番号 163 を説明します。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を退職されて、農業を始められております。〇〇〇〇さんの園地をあたっておられた方が、何カ月か前に急に心筋梗塞で亡くなられてまして、土地の方、誰かあたってくれないかなということで探していたんですが、「〇〇〇〇」さん、近所に畑があるんですが、〇〇〇〇さん〇〇〇〇、息子の方も〇〇〇〇に〇〇〇〇を出て、農業継いでおります。もう少し経営面積広げたいというこ

とでこういった形になりました。
よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 30 号「八幡浜市農業委員会農地基本台帳等管
理規定の一部を改正する規定の制定」について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 30 号をご説明します。

今回の一部改正の提案理由は、10 ページに記載しておりますが、農地基本台帳等の写しを交付することが出来るようにするためであります。今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、売り上げが減少するなどの影響を受けた果樹などの高収益作物について、次期作に向け前向きに取り組む生産者を支援するため、高収益作物次期作支援交付金が交付されます。これを受け、生産者が交付金の申請を行うため、農業委員会事務局において、農地基本台帳の閲覧申請が多くありました。農家の方からは、農地基本台帳をコピーしてほしいとの要望が多数ありましたが、八幡浜市農業委員会農地基本台帳等管理規定第 13 条に閲覧時の転記は筆記に限るものとし、複写機による複写等はこれを認めないと規定されておりましたので、閲覧のみとさせていただきます。しかし、農地基本台帳等の管理に際しては、個人情報保護について最大限の配慮を行うとともに、関係者の利害を阻害しないよう利便性の確保を図る必要があると考え、今回、閲覧のみだけでなく、申請者の求めに応じ、交付もできるように改正したいと思います。

9 ページをご覧ください。管理規定の改正後・改正前を掲載しておりますが、下線で表示している箇所が今回の改正箇所となります。左側の改正を見ていただいたらと思いますが、第 14 条 1 項に規定して

いるとおり、閲覧時において、申請人の求めに応じ、農地基本台帳等の出力帳票の写しを交付することができるとし、2項には、第6条、第7条、第10条、第11条及び前条の規定は、前項に規定する写しの交付について準用するを追加したいと思います。

第6条は閲覧者の範囲、第7条は閲覧の対象範囲、第10条は閲覧の請求、第11条は閲覧の拒否、第13条は閲覧の中止について、それぞれ規定されており、写しの交付についても準用するとしております。

詳細につきましては、参考資料の管理規定をご参照ください。

11ページは所要の改正を行うにあたり、閲覧の申請書様式も変更しております。なお、施行日は交付の日としております。

以上で説明を終わります。

議 長 今回の交付金の関係で、台帳をコピーさせてくれということで、市役所の方にも来られていたんですが、こういった規定がありましたので、コピーすることができない、総会の承認がなければできないということで、これだけのために農業委員会を開くというのはちょっと無理なので、今日が締切だと思うんですが、今回だけでなく、のちのちのこともあろうかと思うので、こういった形で、自分とこの台帳なんで、コピー等は差しつかえないんじゃないかとゆうふうに思います。

議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

18番 写しの交付について、お金はいるんですか。

事務局 農地基本台帳は、農地に関する証明ではありませんので、無料としております。ちなみに、愛媛県下八幡浜市を除いた10市に確認したところ、交付している市が4市あります。その4市すべてが、農地基本台帳の写しについては、無料で扱っているということですので、八幡浜市もそれに準じたいと考えております。

以上です。

7番 農地ナビについてなんですが、合田地区と向灘地区の一部が表示されないところがあるみたいで、自宅でとれるものも農業委員会にいかなければならないという状況が続いていますので、できるだけ早く復旧するようよろしく願います。

事務局 農地ナビについてですが、愛媛県農業会議というところに確認しました。農地ナビの導入は、平成 26 年で、その時は作動していたらしいのですが、平成 29 年に更新作業を行ったことにより、自分も詳しいことは分からないのですが、小字コードというものがありまして、平成 26 年はそのコードが 99 だったんですが、平成 29 年度に固定資産の台帳と農地台帳を利用し、更新を行った結果、固定資産台帳の小字コードが 0 だったため、99 を 0 に変更したことにより、合田地区と向灘地区の一部が表示されなくなったみたいです。

全国農業会議というところが、農地ナビ関係を行っていきまして、愛媛県農業会議に修正するよう依頼しましたが、費用的に難しいとのことで、令和 4 年度で農地ナビの保守点検契約が切れるとのことで、令和 4 年以降に再度更新を行う予定なので、それまでは直すのは難しいとの回答でした。

7 番 分かりました。またナビが見れない地区の方が来られたら、優しく教えてあげてください。

議長 その他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 31 号「租税特別措置法の規定における適格者証明」について事務局の説明を求めます。

事務局 まず、相続税の納税猶予制度について説明します。

相続税納税猶予制度は、相続人が農地を相続し、その農地において農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度です。

相続発生により農地の相続税納税猶予を新規に受ける際に、農業委員会の証明が必要となります。

それでは、議案第 31 号、番号 1 について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「489 m²」、外

1筆、計「873 m²」です。

被相続人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

相続人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、

経営面積「484.22 a」。

申請事由としては、相続税納税猶予の適用を新規に受けるため、相続人が適格者であることの証明を農業委員会に求めるものであります。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん親子なんですが、非常に3代に渡ってみんなまじめに農業をやっておりまして、〇〇〇〇さんについては、〇〇〇〇の〇〇〇〇や〇〇〇〇の〇〇〇〇も務めており、特に問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」

番号31から34まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第8号について説明します。

番号31、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「896 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして、追加議案第 32 号「農業振興地域整備計画に関わる変更申請に対する意見について」を上程致します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 32 号、番号 1 及び 2 について一括して説明します。
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、1 番及び 2 番ともに、農用地区域の除外申出に対してであります。
それでは 1 番、申請者「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」、農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「4.71 m²」、外 1 筆、計「242.71 m²」です。
農用地区域の除外申出に至る理由は、現在、市道から自己住宅及び農業用倉庫等への進入に支障をきたしているため、中型貨物自動車が入り可能な進入路及び駐車場を整備したいとのことであるます。
参考資料の 1 ページ、見取図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇の近くに位置しております。2 ページから 3 ページに地番地目図及び土地利用計画図を掲載しておりますので、ご確認ください。
続いて 2 番、申請者「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「99 m²」、外 1 筆、計「268 m²」です。
農用地区域の除外申出に至る理由は、現在、市内の借家に居住し、仕事場に通勤していますが、仕事場や両親の住宅に近い父所有の土地を借受けて農家住宅を建築し、両親と共に耕作したいとのことあります。
参考資料の 4 ページ、見取図をご覧ください。申請地は先ほどの進入路の隣接地となります。5 ページから 7 ページに地番地目図及び土地利用計画図を掲載しておりますので、ご確認ください。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 両方一括で説明します。
「〇〇〇〇」君の住宅のことなんですけど、今説明ございましたとおり、市内から 15 分かけて通っておるということと、もう一つ、今

〇〇〇〇を〇〇〇〇さん作っておられますけど、〇〇〇〇は温度管理が大変大事ということで、ボイラーなどの故障が生じた場合、今は〇〇〇〇さんが見ておられますけれど、もし〇〇〇〇さんが弱られたり、何かあったときに、少しでも近くにおったら対応ができるというようなことも考えておられます。

そして、道路・駐車場につきましては、今の道路、事務所への引込線なんですけれど、もう 2 トン車でもいっぱいいっぱい、そして従業員の方々の車を空いたスペースに駐車するというので、軽トラで入っていても今度バックで出てこないといけないときも多々あります。そういうようなことで、駐車場を作って、市道からの出入りも楽にできるように少しでも作業効率を良くして、楽に経営をしていきたいと考えておられます。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、追加議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法第 6 条による平成 22 年第 10 号農用地利用集積計画(所有権移転)の取消願いについて」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは議案第 33 号について説明します。

こちらは、平成 22 年第 10 号農用地利用集積計画について所有権移転をした農地につきまして、取消願いがありましたので、下記について決定されたいというものです。

番号 1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「669㎡」、外 1 筆、計「927㎡」。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「25,606 m²」、申請の事由としては「錯誤」です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 これ「〇〇〇〇」さんから譲り受けた土地なのですが、土地自体が〇〇〇〇の上の土地をまちがって〇〇〇〇の農道の入口の土地の番地をどうも替えたらしいです。だから今、売買するにも「〇〇〇〇」さん自体が元に戻すにも面積が足りないんですよ。だから、取り消してくださいということで、また新たに申請するらしいです。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時45分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年7月6日

会 長 二宮 政明

議事録署名人

川本 英治

議事録署名人

木下 弘一